

経営基盤

健全な金庫経営に尽力し、 お客さまとの信頼関係を築きます。

内部管理体制について

業務の適正を確保するための体制の整備状況の概要

当金庫では、理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制のほか、自らの業務の適正を確保するコーポレートガバナンスの充実に努め、これに必要な体制（内部統制システム）の整備について、その基本方針である「内部管理基本方針」を理事会において決議しております。なお、改正信用金庫法及び改正信用金庫施行規則の平成27年5月1日施行に伴い同基本方針を改正しております。

以下、当金庫の内部統制システム構築の基本方針は次のとおりであります。

経営基盤

①当金庫及びその子法人から成る集団（以下、「金庫グループ」という。）の役職員等の職務の執行が法令等及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 金庫グループは、「信用金庫行動綱領」に基づき、コンプライアンスを経営の重要課題と位置づけ、「法令等遵守方針」及び「コンプライアンス憲章」並びに「法令等遵守規程」を定め、法令等遵守を徹底し、業務の健全性・適切性を確保します。また、「信用金庫行動綱領」をグループ全体のコンプライアンスの考え方の根幹とし、これを子法人の役職員等にも周知します。

ロ. 当金庫は、法令等遵守態勢を推進し、一元的に管理する「コンプライアンス統括担当部署」を設置します。また、代表役員を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、金庫グループのコンプライアンスを統括し、各本店・各子法人にコンプライアンス担当責任者を置き、指導・研修・報告を徹底します。

ハ. 当金庫は、金庫グループの役職員等がコンプライアンス上疑義のある行為等を知った場合に、所属部署の上司を介さず、直接コンプライアンス統括部署又は社外の弁護士に通報できる内部通報制度として、「ヘルプライン」を設けます。

ニ. 金庫グループは反社会的勢力との関係を遮断し、当該勢力による被害を防止するための体制を整備します。

ホ. 当金庫の内部監査部署は、金庫グループの法令等遵守態勢の有効性及び適切性について監査を実施し、その結果を理事会、監事に報告するとともに、必要に応じて被監査部署及び統括・管理部署に問題ある事項の改善を提言し、その実施状況を検証します。

②当金庫の理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当金庫の理事の職務の執行に係る情報・文書の保存・管理は法令の定めによるほか、金庫内規程により適切に行います。

③金庫グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 当金庫は「統合的リスク管理方針」を定め、金庫グループのリスク管理体制の強化を経営の重要課題と位置づけ、金庫グループのリスクを一元的に管理する部署及びリスクカテゴリーごとの主管部署を定めて管理を行い、業務遂行に関わる各種リスクを統合的に把握します。また、適正なリスクの範囲内での業務運営を図るため、「統合的リスク管理規程」及びリスクカテゴリーごとに定めた規程を定めます。リスクを一元的に管理する部署は、金庫グループにおけるリスクの状況を定期的に又は必要に応じ、また、特に経営に重大な影響を与える事案については、速やかに理事会等に報告します。

ロ. 当金庫の内部監査部署は、金庫グループのリスク管理体制の適切性・有効性について監査し、その結果を理事会等に報告します。

④金庫グループの役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 当金庫は、毎月及び必要に応じて理事会を開催し、経営上の重要事項の意思決定を行います。また、経営に関する重要な執行方針の協議機関として、常務会を設置し効率的な職務執行を実現します。

ロ. 当金庫は子法人の業務運営方針や経営計画並びに職務執行が当金庫の業務運営方針、子法人管理規程に準拠したものになっているかを子法人管理部門にて管理・検証し、必要に応じ理事会等へ報告します。

⑤金庫グループにおける業務の適正を確保するための体制

当金庫の子法人の取締役ほか業務を執行する職員等の職務の執行に係る事項の当金庫への報告に関する体制を整備します。

イ. 当金庫の代表理事は、当金庫の子法人の代表取締役から定期的に、当該子法人の取締役等の職務執行の状況のうち経営上の重要事項に関する報告を受けます。またグループ役員連絡会を定期的に開催し、経営上の課題等について協議するとともに、当該子法人の取締役等の職務執行の状況など経営上の重要事項に関する報告を義務付けています。各々当該報告を受けた代表理事は、その内容を必要に応じて理事会及び常務会に報告します。

ロ. 当金庫の内部監査部門は、定期的又は必要があると認められるときは、当金庫の子法人への監査を行い、その結果を代表理事を通じ必要に応じて理事会等に報告します。

⑥当金庫の監事はその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項、並びに当該職員の理事からの独立性に関する事項

当金庫の監事は、監査の実効性を高め、かつ監査業務を円滑に遂行するため、当該職務を補助する職員の配置を求めることができます。この場合、職員に対する業務遂行上の指揮命令権は、監事に移譲されるものとし、理事の指揮命令を受けず独立性を確保するものとします。

⑦金庫グループの役職員等が当金庫の監事への報告に関する体制

金庫グループの役職員は、必要に応じて監事に報告を行い、信用金庫経営に重要な影響を及ぼす情報については遅滞なく報告を行います。

⑧その他当金庫の監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 当金庫の監事は、「監事会規程」及び「監事監査基準」に基づく理事との意思疎通、理事会その他重要な会議への出席、及び内部監査部署・会計監査人等との緊密な連携を通じ、監査の実効性を上げるよう努めます。監事は、これらの状況を把握するために重要書類の閲覧、又は提出・説明を求めることができます。
- ロ. 当金庫の監事が独自に意見形成するために、弁護士、公認会計士その他の専門家に依頼する体制を確保しています。またこれらの職務の遂行について生ずる費用の前払い、又は償還等の請求をしたときは、当該監事の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

《ご参考》内部統制システムの運用状況の概要

当金庫では、上記基本方針に基づく内部統制システムの整備について、カテゴリーごとに各担当部署において定期的に点検し、その結果を常務会を通じ理事会に報告することにより、内部統制システムの整備と適切な運用に努めています。当事業年度における基本方針に基づく運用状況の概要は次のとおりです。

(1)当金庫の役職員等の職務の執行が法令等及び定款に適合することを確保するための体制

理事会決議により策定されたコンプライアンス・プログラムに基づき、コンプライアンス委員会を開催し(27年度は11回開催)、コンプライアンス違反の発生状況、反社会的勢力等との取引の遮断などについて審議し、必要に応じ理事会に都度報告しています。主な内容は次のとおりです。

- ・コンプライアンス態勢の把握及び評価、コンプライアンスに関する諸問題の検討及び評価
- ・コンプライアンス・マニュアル、コンプライアンス・プログラムの策定及び重要な見直しの検討
- ・不祥事件等の発生・発覚時における事件内容、コンプライアンス違反等の提起時における違反内容及びこれらの発生原因、再発防止策等の審議検討
- ・金庫が定める「個人情報保護基本規程」「公益通報者保護管理要領」に定める対応・調査・措置
- ・新規商品販売、新規業務開始時のリーガル・チェック
- ・各部室及び各営業店のコンプライアンス担当責任者の任命

(2)当金庫の理事の職務の執行が法令等及び定款に適合することを確保するための体制

定例理事会を14回、理事会の権限委譲による決定機関として設置する常務会を38回開催いたしました。

(3)当金庫の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各種リスクの統括機関としてのALM委員会を20回開催し、うち統括的リスク管理について四半期ごとに理事会に報告、その他カテゴリー毎に担当部署の役員が理事会に報告いたしました。

(4)金庫グループにおける業務の適正を確保するための体制

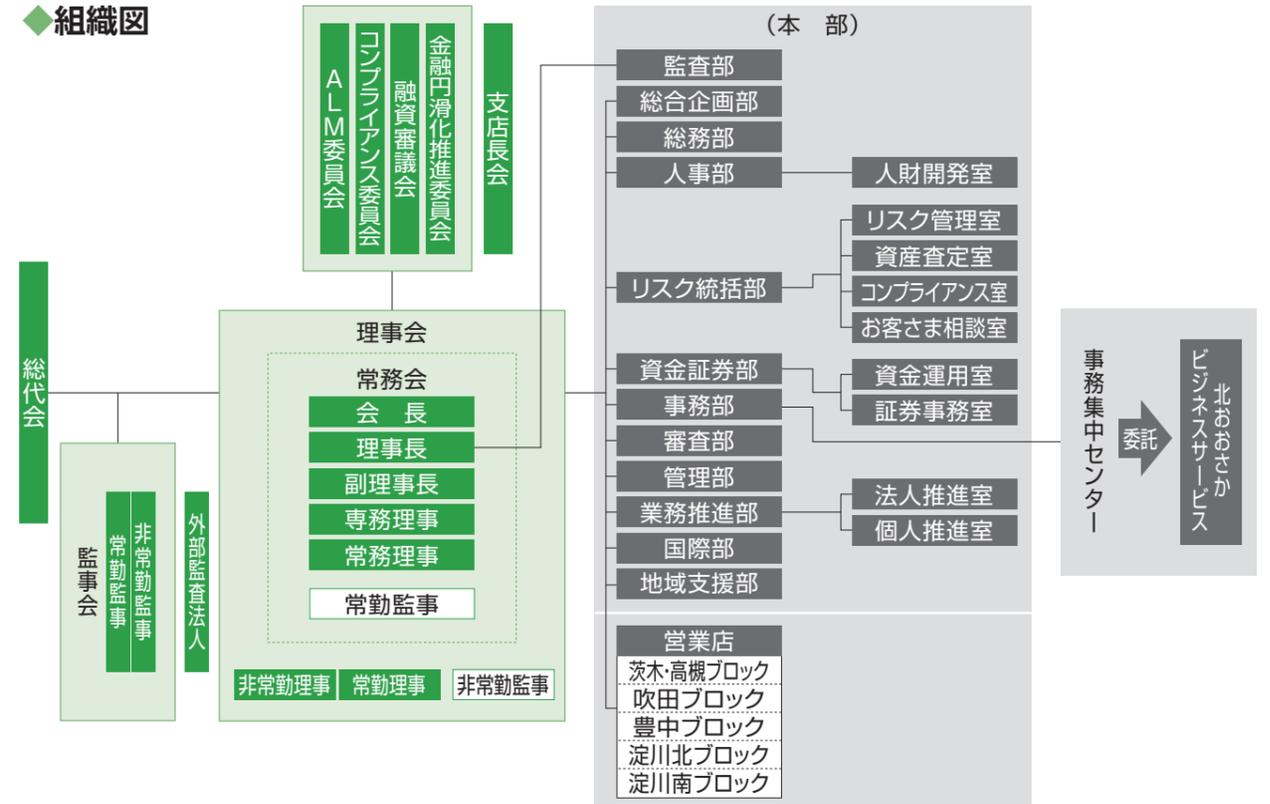
グループ連絡会を3回開催し、業績等について常務会に報告した結果、当金庫のグループ内部統制に係る事項の充実・具体化が図られました。また子法人への業務監査を実施し、改善提言を行うとともに、理事会を通じ監事に報告しております。

(5)当金庫の監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当金庫の監査担当部門は定期的に当金庫の監事と情報交換を行っており、また監事はALM委員会、コンプライアンス委員会等各委員会へ参加し、監事の監査が実効的に行われることを確保しております。

組織体制について

◆組織図



役員一覧 (平成28年6月24日現在)

理事長	若 槻 勲	常勤理事	林 昭 弘
副理事長	川 脇 健	常勤理事	植 本 敏 昭
専務理事	吉 井 幸 雄	常勤理事	河 本 良 昭
専務理事	須 戸 裕 治	常勤理事	田 伏 克 博
常務理事	松 本 正 弘	常勤理事	井 上 博 嗣
常務理事	小 牧 義 昭	常勤理事	竹 原 道 幸
常務理事	矢 永 住 夫	常勤理事	牛 田 隆 己
常勤理事	寺 西 重 博	常勤監事	白 澤 敏 夫
常勤理事	中 進	常勤監事	山 根 敏 明
常勤理事	橋 本 哲 明	非常勤理事	西 村 貞 一
常勤理事	大 宅 勝 博	非常勤理事	掛 谷 建 郎
		非常勤監事	磯 川 正 明

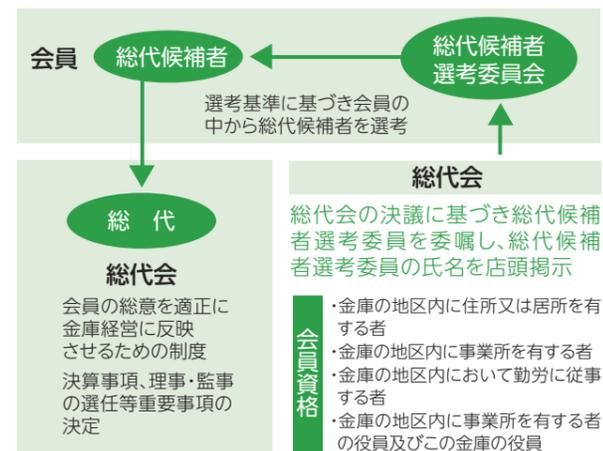
※1 代表権を有する役員です。
 ※2 常務理事 松本 正弘、理事 西村 貞一、掛谷 建郎は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。
 ※3 監事 磯川 正明は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

総代会

総代会のしくみ

信用金庫は、会員一人ひとりの意見を大切にすることを経営の基本にした協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかしながら、8万人を超える会員を集めて総会を開催するのは、事実上不可能です。そこで、当金庫では会員の総意を代表する総代を各地区ごとに選任し、この総代が総会に代わる総代会に参加し経営に参画する形の総代会制度を採用しております。

この総代会は信用金庫法により、決算事項、取扱業務の決定、理事・監事の選任等経営の重要事項を決議する最高の意思決定機関です。したがって、総代会は総会同様に会員一人ひとりの意見が金庫経営に反映されるよう、会員の中から定款等の規定に従い、適正な手続きにより選任された総代の方々により運営されます。



※当局の認可をもって変更

総代候補者の選考基準

1. 資格要件

・当金庫の会員であること。

2. 適格要件

- ・地域において信望の厚い人（例えば地域内の役員、公共関係の役員等）。
- ・人格・性格が温厚誠実で、物事を平等に見る信頼のおける人。
- ・金庫の経営理念をよく理解し、金庫との取引も良好であること。
- ・将来、金庫に協力が期待できる人。
- ・原則として就任時の満年齢が80歳未満であること。

総代の選任方法

1. 総代の任期と定数

- ・総代の任期は3年です。
- ・総代の定数は定款に定める範囲内（100人以上300人以内）で、各選任区域（当金庫は8区に分割）ごとに定められております。なお、平成28年6月24日現在の総代数は195人です。

2. 総代の選任方法

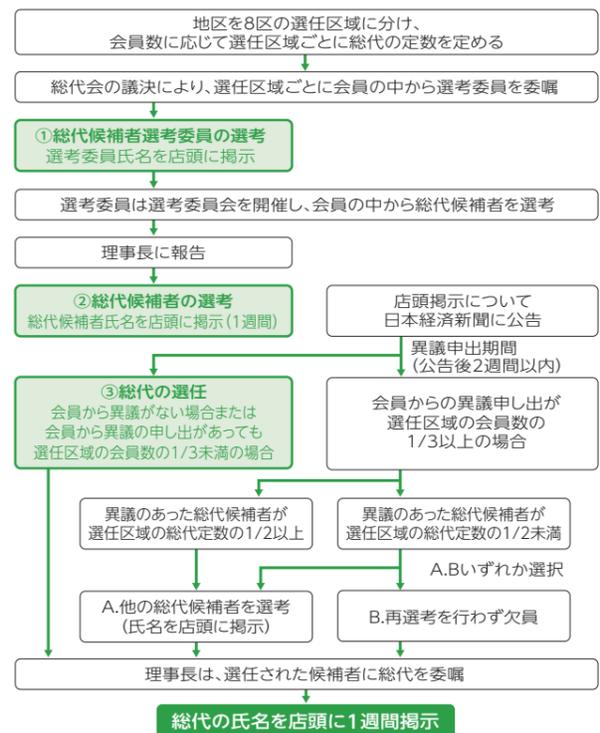
総代は会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。そこで総代の選考は、総代選任規程に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

- ① 会員の中から総代候補者選考委員を選考する。（注1）
- ② 選任された総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- ③ 選考された総代候補者は、会員により信任され総代を委嘱される。（異議申立てができる）

（注1）総代候補者選考委員選考基準

- ① 総代選考委員は、当金庫の会員でなければならない。
- ② 総代選考委員の選考基準は次の通りとする。
 - ・地域における信望が厚く、信用金庫の使命を十分理解している者
 - ・地域の事情に明るく、人格・見識とも優れている者
 - ・その他金庫が適格と認めた者

総代が選任されるまでの手続きについて



総代会について

平成28年6月24日開催の第91回通常総代会におきまして、次の報告並びに決議事項が付議され、満場一致で各議案が原案通り可決・承認されました。



1. 報告事項 第91期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）業務報告、貸借対照表及び損益計算書内容報告の件
2. 決議事項 第1号議案：第91期 剰余金処分承認の件
第2号議案：会員除名の件
第3号議案：定款一部変更の件
第4号議案：総代選任規程一部変更の件
第5号議案：理事改選の件
第6号議案：監事改選の件
第7号議案：退任理事及び監事に対する退職慰労金贈呈の件

会員のみならずへ

総代会及び総代に関するお問い合わせ先
北おおさか信用金庫 総務部
072-621-9301（受付時間：平日 9:00～17:00 ※当金庫休業日を除く）

総代の氏名等（平成28年6月24日現在）

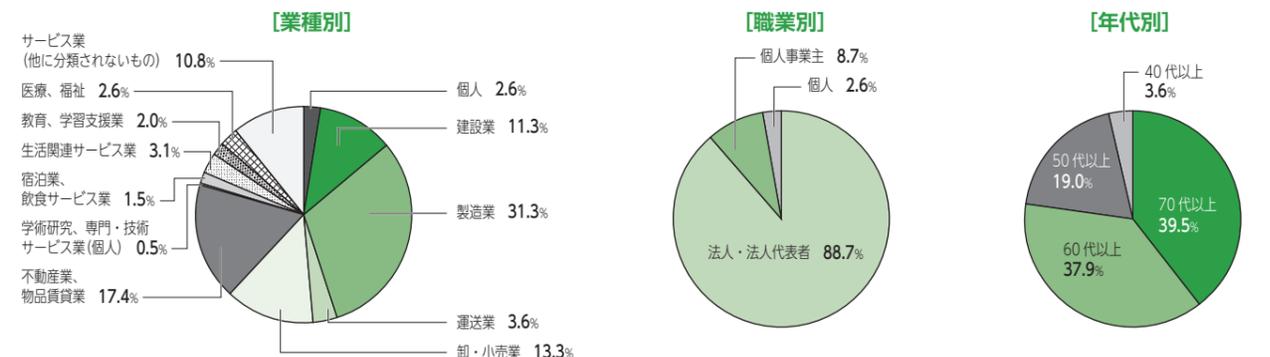
（順不同、敬称略）

選任区域	人数	氏名・法人名
1区 吹田市、摂津市	31名	西澤 一真⑤、大枝 正人②、柴田 仁⑤、小泉 尚行④、宮西 博之④、川畑 哲夫④、森川 薫②、梶 光④、辻本 隆司③、武友 良雄④、竹内 真哉②、橋本 治④、川本 孝③、堀田 稔⑧、紙谷 繁夫③、西形 方良②、辻本 巖②、衛藤 恭③、高畑 慎次②、橋本 一郎⑤、麻田 義治④、熊野 好治④、佐竹 禎行③、小嶋 博⑤、三木 秀一②、西田 忠雄④、阿部 吉秀②、紙谷 和典②、垣本 真⑤、黒川 彰夫④、木下 吉宏④
2区 高槻市、大阪府三島郡、京都府乙訓郡大山崎町、長岡京市、向日市	28名	大江 勝彦④、小阪 大輔⑤、長井 正樹②、入江 克憲④、岡部 圭二②、大久保 彰④、河上 敬一郎⑤、中川 修一⑤、波々伯部 廣行⑤、和田 哲治⑤、上場 伸司④、柿原 勝彦⑥、田中 英雄④、飯田 勝④、井前 憲司⑥、小田 直③、宮口 太②、西田 直弘④、片山 美智子⑥、杉本 喜俊⑤、水無瀬 忠成⑥、八木田 鐵治⑥、藤川 貴茂④、阿佐 誠一④、村上 正人④、小山 彰夫①、古川 大介①、加門 彰造①
3区 茨木市	17名	西分 均⑤、安藤 充昌③、岡市 正規⑤、山野 寿⑤、細田 茂④、倉内 貞敏④、簡 仁一⑤、澤田 義友⑦、合田 順一④、松永 豊②、清水 守③、中島 誠⑥、辰巳 施智子②、竹國 勝秀②、堂島 均②、奥谷 聡④、高島 孝之①
4区 豊中市、箕面市、池田市、大阪府豊能郡	36名	豊留 明③、西村 是滋⑥、瀧川 正規④、奥田 泰正②、外間 重二⑨、新谷 安徳④、藤原 安雄④、阪田 浩章④、西坊 義博⑦、樋口 和彦④、山西 洋一④、川本 年男⑨、北島 孝昭⑦、西村 栄一②、泉 収三④、岸本 裕②、村司 辰朗④、乾 正博④、日野原 安生④、福本 永成④、石井 豊茂②、友長 悟②、大道 一夫⑨、松室 道廣②、林 藤勇②、岡本 功②、岡本 美彦③、天野 弘行⑤、村上 洋明④、高橋 敏彦②、岸岡 治③、下東 稔②、城戸 秀行②、山口 明良④、田中 孝雄④、本田 節雄②
5区 大阪市（東淀川区、淀川区、西淀川区）	39名	前田 裕幸②、三宅 康雄③、森 洋二②、田中 功⑥、栗本 守③、篠田 行生⑥、石垣 繁一②、今井 敬雄⑦、草野 久生⑥、平佐 一郎③、熊谷 保利⑤、泉 成行①、笹部 三雄⑦、森川 正⑤、中西 敏明⑦、川 昇治⑥、赤塚 豊③、松原 一博⑤、釜本 憲一④、徳平 克巳③、橋本 公成①、足立 博史⑦、末松 貞男③、有山 福嗣④、坂本 一比古③、山本 義信⑨、花原 昭弘④、山本 高一④、田村 勝彦⑤、辻本 英一④、羽根 英樹⑤、山尾 勝巳②、野畑 正明②、岡田 勝弘②、元賀 圓治⑥、橋山 慶次④、植田 昌克⑤、井関 義信②、古谷 勝彦①
6区 大阪市（此花区、福島区、北区、都島区、旭区、港区、西区、中央区、城東区、鶴見区、東成区、大正区、浪速区、天王寺区、阿倍野区、生野区、住之江区、西成区、住吉区、東住吉区、平野区）	22名	梅田 修平④、平田 彰三郎⑥、田中 栄一郎⑤、神崎 純一⑥、山川 衛④、羽馬 貞夫⑥、山中 芳③、吉田 幸平②、三木 得生④、西山 實⑥、野淵 秀孝②、山下 吉夫②、近藤 功⑤、太田 武⑦、寺崎 正也②、豊池 重信⑥、木田 庄三郎③、入澤 令子②、鈴木 泰正⑤、築山 治夫⑤、衣笠 啓一⑤、森川 幸洋⑤
7区 守口市、門真市、寝屋川市、枚方市、交野市、四條畷市、大東市、東大阪市、八尾市、松原市、堺市	15名	奥山 良一⑤、渡邊 幸夫⑨、桑垣 秀雄⑤、小河 文治④、山片 哲夫④、大野 義勝⑦、小松 弘司⑤、川畑 満徳⑨、篠崎 満伸③、俣野 允彦⑤、馬岡 宏幸③、小野 汎⑤、和泉 克弥⑨、田中 壽則④、田中 多一①
8区 尼崎市、伊丹市、川西市、西宮市、宝塚市、兵庫県川辺郡	7名	梅崎 宏善⑤、大西 安廣⑤、上田 昌一②、森川 憲一②、高木 邦男⑥、仲前 昌俊⑥、松本 侑③

※氏名・法人名の後の数字は総代への就任回数

以上195名、総代名の掲載にあたっては、総代各位より同意を得ております。

総代の属性別構成比



（注）業種別の構成比は、法人・法人代表者及び個人事業主に限る。

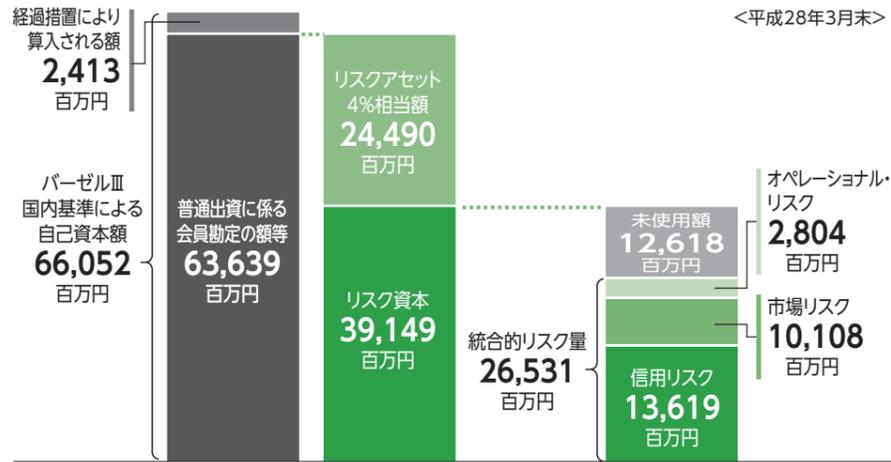
リスクマネジメント

統合的リスク管理

当金庫では、業務遂行に伴うリスクに関しリスク・カテゴリー毎に主管部署を定め、それぞれのリスク特性に応じた管理を適切に行っております。カテゴリー毎に評価したリスクは、統一的な尺度で把握・認識し、経営体力(自己資本)と対比することによりリスクを適切な水準にコントロールする統合的リスク管理態勢を構築し、経営の健全性維持・向上に努めております。

リスクに関する状況は、経営陣を中心に構成する「ALM委員会」において分析及び対応策を審議したうえで、それらの事項を常務会・理事会に付議・報告することにより実効性のあるリスク管理態勢を整えております。

統合的リスク量(単体)



VaR
現在保有するポートフォリオ(資産と負債の構成)において、将来の一定期間(保有期間)に一定確率(信頼水準)の範囲内で発生する最大損失想定額をいいます。

モンテカルロシミュレーション法
乱数を用いてシミュレーションや数値計算する手法。十分多くの回数シミュレーションを繰り返すことにより、近似的な数値を求めることができます。当金庫では信用リスクの算出に10万回のシミュレーションを行っています。

分散共分散法
データの散らばり具合(ばらつき)を算出する方法。市場リスクの定量化では、過去の一定期間(観測期間)のデータ(金利、株価、為替等)のばらつきを用いてリスク量を算出しています。

パーゼルⅢ国内基準にかかる経過措置
新しい自己資本規制であるパーゼルⅢ国内基準は平成26年3月末より導入されました。導入にあたり、十分な準備期間を確保するため経過措置が設けられています。経過措置を適用する場合、一定の期間、自己資本額へ算入可能な資本項目等が認められており、自己資本比率への急激な影響を緩和させることができます。

リスク資本
業務運営上抱えるリスクから生じる損失をカバーすることができる資本をいいます。

統合的リスク量算出方法

信用リスク	計測対象	地方公共団体を除く全債務者に対する与信残高
	計測方法	モンテカルロシミュレーション法によるVaR計測
	保有期間等	保有期間1年、信頼水準99%
市場リスク	計測対象	有価証券の金利リスク、価格変動リスク、為替リスク等
	計測方法	分散共分散法による分散効果考慮後のVaR計測
	保有期間等	保有期間120日、観測期間3年、信頼水準99%
オペレーショナル・リスク	計測対象	預貸金、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債
	計測方法	分散共分散法によるVaR計測
	保有期間等	保有期間240日、観測期間3年、信頼水準99%
		基礎的手法(1年間の粗利益の直近3年の平均×15%)

信用集中リスク

自己資本額 (イ)	66,052	リスク・アセット等 (ニ)	612,230
大口要管理先以下非保全額 (ロ)	1,472	自己資本比率	10.78%
信用集中リスクが顕在化した場合の自己資本 (ハ) = (イ) - (ロ)	64,579	信用集中リスクが顕在化した場合の自己資本比率 (ハ) / (ニ)	10.54%

(注) 当金庫の大口と信先(名寄せ後8億円以上)のうち、要管理先以下(要管理先、破綻懸念先、実質破綻先、破綻先)のものに対する債権の非保全額(ロ)が全額損失したと仮定した場合の自己資本比率を表しています。
信用集中リスクが顕在化した場合、自己資本比率は10.78%から10.54%と0.24ポイント低下いたしますが、経営を継続するに当たっての影響は僅少と評価いたしております。

信用リスク管理

信用リスクとは、お客さまの財務状況の悪化により、貸出金の元本の回収や利息の徴収ができなくなる危険性のことで、金融機関のリスクの中で最も重要かつ基本的なリスクです。

当金庫では、信用リスクの適切な管理のため、審査部門を営業推進部門から明確に分離するとともに、さらに両部門より独立した管理・資産査定部門にそれぞれ独立した機能を持たせ、相互牽制機能が働く態勢としています。

また、融資審査態勢強化のため業種別の担当者を配置し、企業格付システムを導入して与信管理の充実を図るとともに、与信管理上重要な案件は融資審議会で取り上げ厳密な審査に努めております。

なお、不良債権については整理・回収に努めるとともに、期中発生分は期中償却・引当を原則とし、また、自己査定作業を通じて資産の適切なチェックを行っております。

市場リスク管理

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の変動により損失を被るリスクのことです。

当金庫では市場取引部門、事務管理部門、リスク管理部門に分離して相互牽制機能が働く態勢を構築しております。予期しない損失発生のため未然防止のために資金運用の限度枠を設定するとともに、各種手法を用いて計測したリスク量は定期的にALM委員会に報告し、リスクや収益等の状況に基づき、的確かつ迅速なリスク判断を行っております。

流動性リスク管理

流動性リスクとは、必要な資金の確保ができなくなり、資金繰りがつかなくなるリスク(資金繰りリスク)と市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常より著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより被るリスク(市場流動性リスク)をいいます。

このようなリスクの回避のため、常に預貸率等に留意するとともに、市場流動性・資金繰り逼迫度に応じて平常時、懸念時、危機時に区別した管理方法を制定しております。また、支払準備資産の保有を厚くし、資金調達ルート確保に努めております。

オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であることまたは外生的な事象により損失を被るリスクのことです。当金庫では、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク及び風評リスクに分類して管理しております。

事務リスク管理

事務リスクとは、事務処理のミスや不正によって被るリスクのことです。

当金庫では、正確で厳正なる事務処理態勢を作り、オペレーション研修などにより事務処理水準の向上を図るとともに、監査部において事務手続に忠実な処理が行われているかどうか検証しております。

また、事務指導、自店検査、及び事務ミスの検証などによりリスクの極小化に努めております。

システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクのことです。

システムリスクを極小化するために管理方針を制定するとともに、監査法人によるシステム監査を定期的実施しております。さらに、情報資産保護に関する基本方針を定めるとともに、大規模システム障害等が発生した場合を想定してコンティンジェンシープランを制定しております。

法務リスク管理

法務リスクとは、金庫業務の執行上における法令違反及びその恐れのある行為、また、不適切な契約締結等に起因して損害が発生もしくは取引上のトラブルから信用失墜を招き、金庫が損失を被るリスクのことです。

当金庫では、業務を遂行するうえで、リーガルチェックの実施等により的確にリスク把握に努め、適正な管理を行うことで企業倫理の確立と法令等遵守の企業風土を醸成し、信用の維持・確保を図ることに努めております。

人的リスク管理

人的リスクとは、役職員による当金庫の信用失墜につながる行為等のほか、人事運営上の不公平・不公正等により役職員の生産性が低下することで当金庫が損失を被るリスクのことです。

当金庫は、各種人事関連規程を整備し、不公平・不公正な行為に対しては通報窓口を設置し、公正な人事運営に努めるとともに研修や職場指導等により、適切な管理に努めております。

有形資産リスク管理

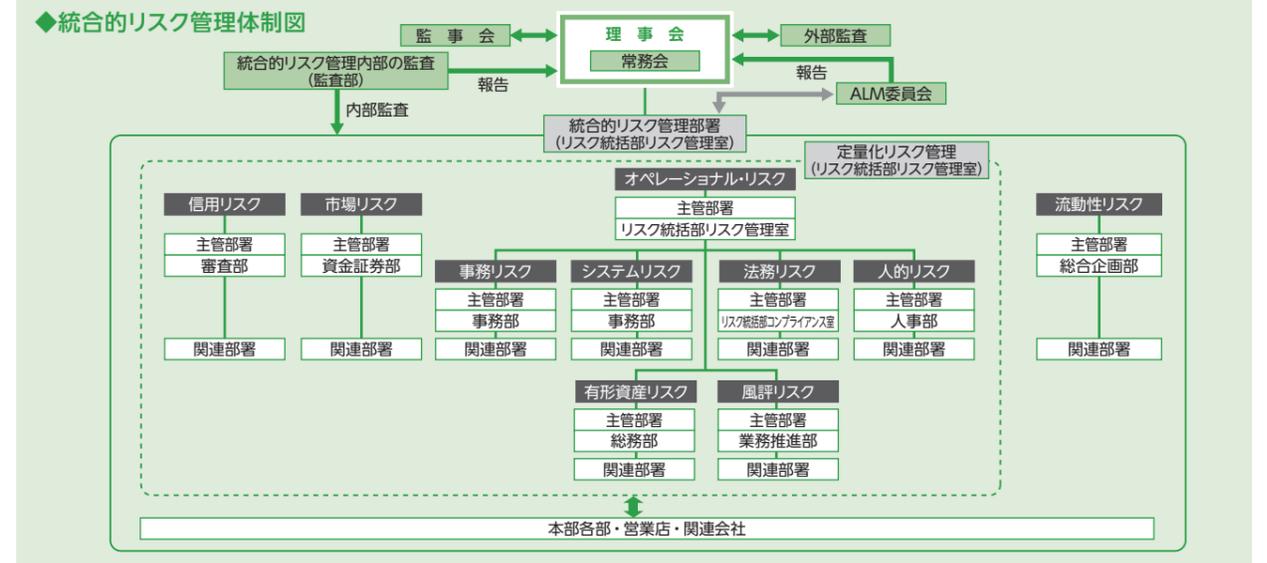
有形資産リスクとは、自然災害、社会インフラの停止等により、当金庫が保有する有形資産が毀損し、損失を被るリスクのことです。

当金庫では、いろいろな事故や災害に備え、建物の耐震補強や定期的な設備等の点検を実施すると共に、適切な管理態勢の整備を行い、有形資産リスクの軽減に努めております。

風評リスク管理

風評リスクとは、当金庫の評判の悪化や風説の流布等により、当金庫の信用が著しく低下し損失を被るリスクのことです。

このリスクの回避のため、まず日頃から地域のお客さまとの信頼関係を築くことで当金庫の良好な評判の維持・強化を図るとともに、万一の事態には敏速に対応できるよう情報収集態勢の強化などに取り組んでおります。



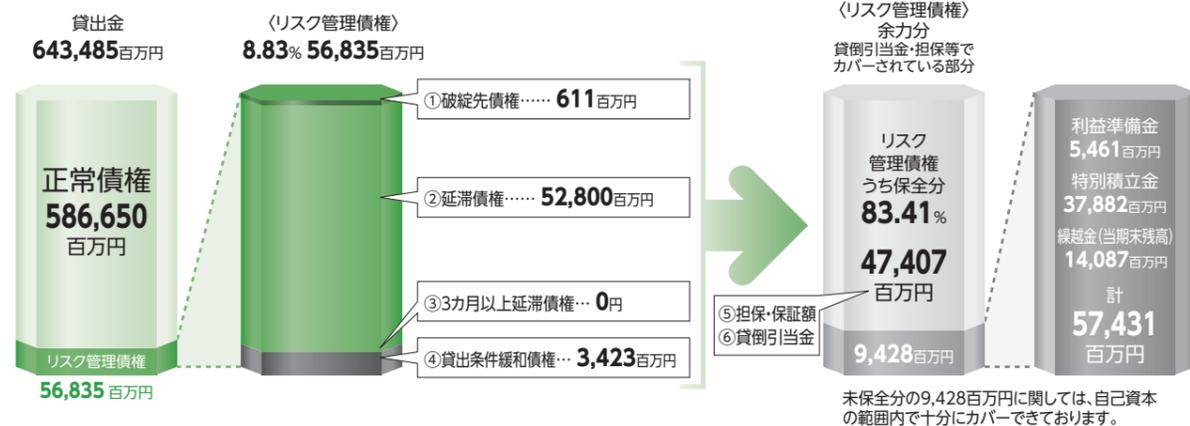
健全な経営 資金の健全化に努めています

リスク管理債権の引当・保全状況

(単位:百万円)

区分	平成26年度				平成27年度			
	残高	担保・保証	貸倒引当金	保全率(%)	残高	担保・保証	貸倒引当金	保全率(%)
	A	B	C	(B+C)/A	A	B	C	(B+C)/A
① 破綻先債権	1,228	971	257	100.00	611	511	100	100.00
② 延滞債権	55,788	40,271	6,904	84.56	52,800	38,001	6,617	84.50
③ 3ヵ月以上延滞債権	-	-	-	-	-	-	-	-
④ 貸出条件緩和債権	5,109	2,933	466	66.53	3,423	1,934	242	63.59
合計	62,126	44,176	7,627	83.38	56,835	40,447	6,960	83.41

リスク管理債権に対する保全余力(参考)



用語の解説

①破綻先債権

破綻先債権とは、元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していること、その他の事由により、元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。

1. 会社更生法または金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者
2. 民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者
3. 破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者
4. 会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者
5. 手形交換所による取引停止処分を受けた債務者

②延滞債権

延滞債権とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。

1. 上記「破綻先債権」に該当する貸出金
2. 債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金

③3ヵ月以上延滞債権

3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。

④貸出条件緩和債権

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権・延滞債権・3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
※なお、これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や、既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

⑤担保・保証額

担保・保証額は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

⑥貸倒引当金

貸倒引当金については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっています。

⑦保全率

保全率はリスク債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況

(単位:百万円)

区分	平成26年度						平成27年度					
	開示残高イ	保全額ロ	担保・保証等による回収見込額ハ	貸倒引当金ニ	保全率(%)ロ/イ	引当率(%)ニ/(イ・ハ)	開示残高イ	保全額ロ	担保・保証等による回収見込額ハ	貸倒引当金ニ	保全率(%)ロ/イ	引当率(%)ニ/(イ・ハ)
	金融再生法上の不良債権	62,456	52,102	44,361	7,740	83.42	42.77	57,139	47,683	40,609	7,074	83.45
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	12,617	12,617	9,865	2,751	100.00	100.00	11,677	11,677	9,159	2,517	100.00	100.00
危険債権	44,729	36,085	31,562	4,522	80.67	34.34	42,038	33,828	29,515	4,313	80.47	34.44
要管理債権	5,109	3,399	2,933	466	66.53	21.41	3,423	2,177	1,934	242	63.59	16.30
正常債権	585,298						592,129					
合計	647,754						649,268					

金融再生法に基づく開示区分について

破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。

要管理債権

「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。

正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。

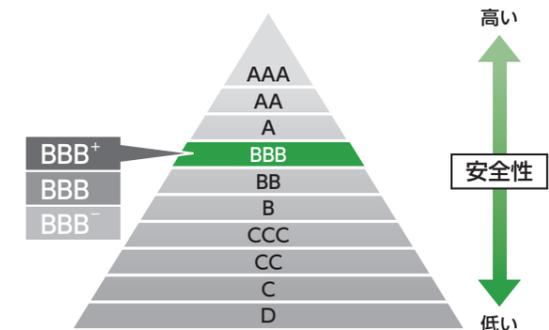
格付機関による格付取得について

(株)日本格付研究所(JCR)から「BBB+」を取得しました

当金庫は平成28年5月、(株)日本格付研究所(JCR)から、長期優先債務格付としてBBB+(トリプルBプラス)を取得いたしました。

格付とは

利害関係のない第三者である格付機関が、投資家や預金者向けに債券や預金等の元本及び利息が約束通りに支払われる確実性あるいは企業そのものの信用度等を評価することです。一般的にはBBB以上が投資適格だといわれています。



信用金庫の中央機関「信金中央金庫」について

信金中央金庫は、全国の信用金庫を会員とする協同組織形態の金融機関で、信用金庫の中央金融機関として、昭和25年に設立されました。

信金中央金庫は、「信用金庫の中央金融機関としての役割」と「個別金融機関としての役割」を併せ持つ金融機関として、会員信用金庫と一体となって業務を行っています。

また、平成12年には優先出資を東京証券取引所に上場しています。

信用金庫の中央金融機関としての役割

- 信用金庫の業務機能の補完
 - ・各種金融商品の提供
 - ・信用金庫のネットワークを活用した業務
 - ・信用金庫の地域金融・中小企業金融等のサポート
 - ・信用金庫の決済業務のサポート
- 信用金庫業界の信用力の維持・向上
 - ・信用金庫業界内のセーフティネット(経営力強化制度等)の適時・適切な運営

地域経済のパートナー信用金庫

信用金庫業界は、全国265金庫、7,382店舗の巨大なネットワークを築きあげています。

+

信用金庫のセントラルバンク信金中金

信金中金は、すべての信用金庫と堅い絆で結ばれています。

※上記計数は平成28年3月末現在のものです

